

1 請願の意義

請願とは、政治や行政に対して希望を述べることであり、憲法によって認められた権利です。公の機関に対し、どなたでも請願書を提出することができます。

2 請願書の作成・提出

(1) 請願書（別添様式1）は、邦文を用い、請願の件名、請願の要旨と理由、提出年月日、請願者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）及び住所、あて名（宮城県議会議長とし、氏名も記入）を漏れなく記入し、押印の上、作成してください。

ただし、請願者（法人の場合は代表者）が署名した場合は押印を省略することができます。

(2) 請願の件名は、請願しようとする趣旨を簡潔に表したものにしてください。

(3) 請願事項が、2以上の所管委員会にまたがるときは、事項ごとに分割してください。

(4) 請願書を提出する場合は、紹介議員の署名又は記名押印を得た上で、宮城県議会事務局議事課に1部提出してください。

3 請願書の提出期限

一番近い定例県議会（通例2月・6月・9月・11月）で審査されるためには、その定例県議会の一般質問最終日の前日の正午までに提出し、受理される必要があります。

また、上記期限からその定例県議会最終日の前日の正午までに受理したものについては、閉会中の所管委員会において、審査されることになります。

4 請願書提出後の流れ

受理された請願は、原則として一番近い定例県議会において、所管委員会に付託され、審査されます。

所管委員会は、審査の結果（採択又は不採択）を本会議で報告し、採決が行われます。

本会議において採択又は不採択が決定された場合は、請願者にその旨を書面で通知します。

また、採択と決定された請願については、必要に応じ適当な措置を求めため、宮城県知事、宮城県公安委員会、宮城県教育委員会等に送付されます。

なお、当該定例県議会で採択又は不採択が決定しない場合には、閉会中の所管委員会で継続して審査が行われます。

5 請願の撤回（取下げ）

提出した請願書を撤回（取下げ）しようとするときは、請願撤回申し出書（別添参考様式）に必要事項を記入し、紹介議員の署名又は記名押印を得た上で、宮城県議会事務局議事課に1部提出してください。

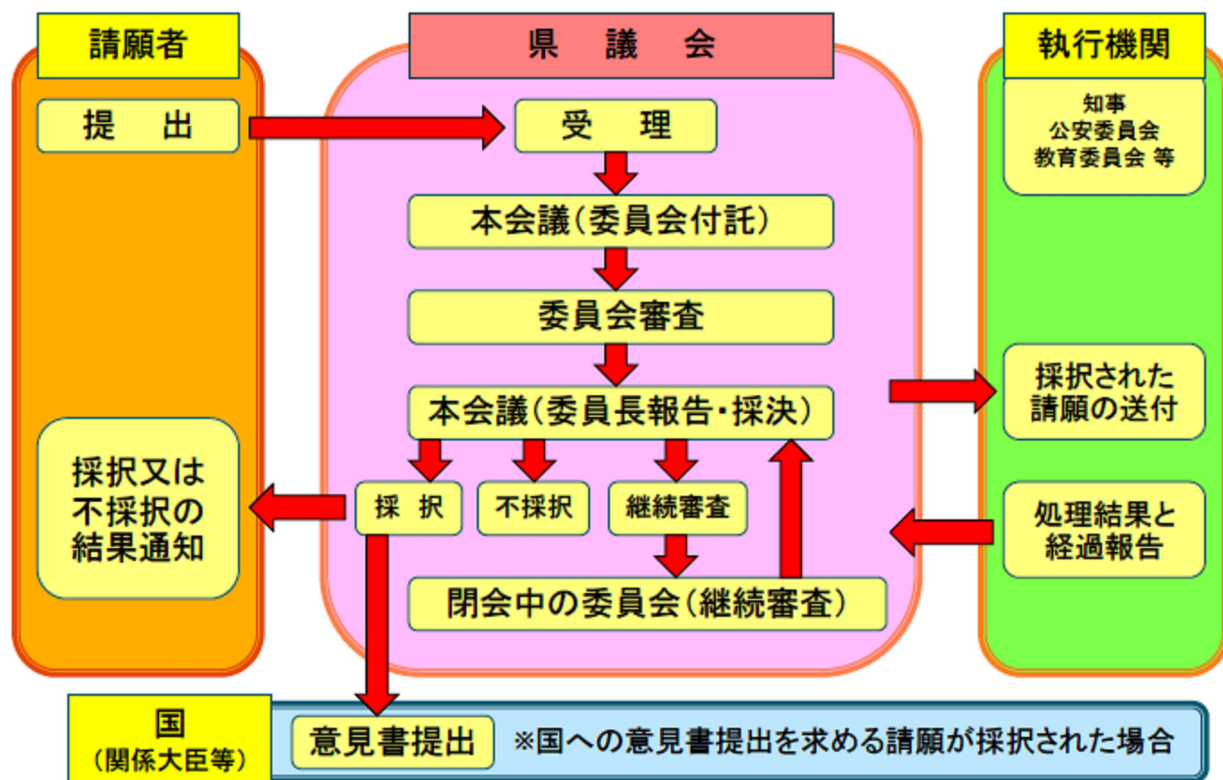
6 陳情の取扱い

(1) 陳情についても、書面により行うこととされています。その書式は、請願書（別添様式1）と同様ですが、紹介議員は不要です。

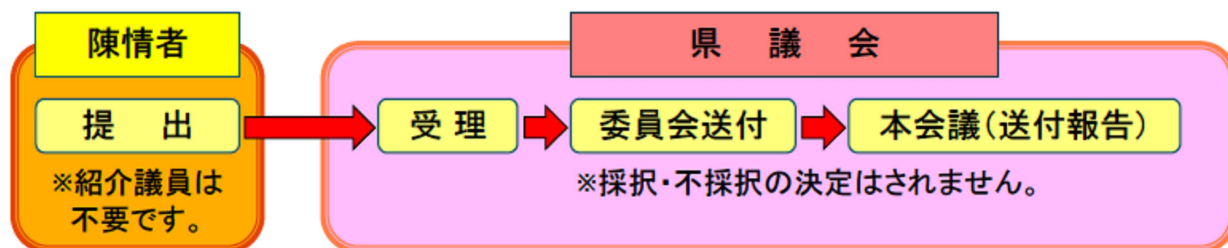
(2) 受理された陳情書については、所管委員会に送付されます（その定例県議会の一般質問最終日の前日の正午までに受理したものは、その定例県議会中の委員会に、それ以外で、委員会招集日の5日前までに受理したものは、その委員会に送付されます。）。

ただし、請願のように採択又は不採択の決定はされません。

◎ 請願の流れは、おおむね下図のとおりです。



◎ 陳情の流れは、おおむね下図のとおりです。



◎ 常任委員会の所管事項は、下表のとおりです。

委員会名	所 管 事 項
総務企画	総務部、震災復興・企画部及び出納局の分掌に属する事項並びに選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
環境生活 農林水産	環境生活部及び農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
保健福祉	保健福祉部の分掌に属する事項
経済商工観光	経済商工観光部の分掌に属する事項及び労働委員会の所管に属する事項
建設企業	土木部の分掌に属する事項並びに企業局及び収用委員会の所管に属する事項
文教警察	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項

請願・陳情の窓口及び問い合わせ先は

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県議会事務局 議事課 (委員会班)	☎ 022-211-3582 FAX 022-211-3598
--	------------------------------------

(様式1)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

〇〇〇〇に関する請願（陳情）書

紹介議員（署名又は記名押印）

1 請願（陳情）の要旨

2 請願（陳情）の理由

以上のとおり請願（陳情）いたします。

（請願・陳情者）

〒住所（法人・組合等の団体の場合は所在地）

団体名

氏 名（団体の代表者）

 (印)

電話番号

(参考様式)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

紹介議員（署名又は記名押印）

〒住所

団体名

氏 名（団体の代表者）

印

電話番号

請 願 撤 回 申 し 出 書

年 月 日に提出した下記請願を撤回したいので、よろしくお願ひします。

記

要 旨 _____